



スライドの概要と計算例について

令和8年6月

山形県 県土整備部 建設企画課

目次



- 1 スライドの分類
- 2 単品スライド
請求額計算例 記入方法
- 3 全体スライド
- 4 インフレスライド
- 5 お問い合わせ先



1 スライドの分類

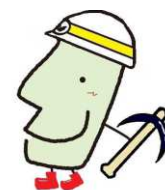


1 スライドの分類

項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材(鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。単品スライドと同様の考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能



2 単品スライド



単品スライド条項（4月21日通知）

1 単品スライド条項の適切な運用

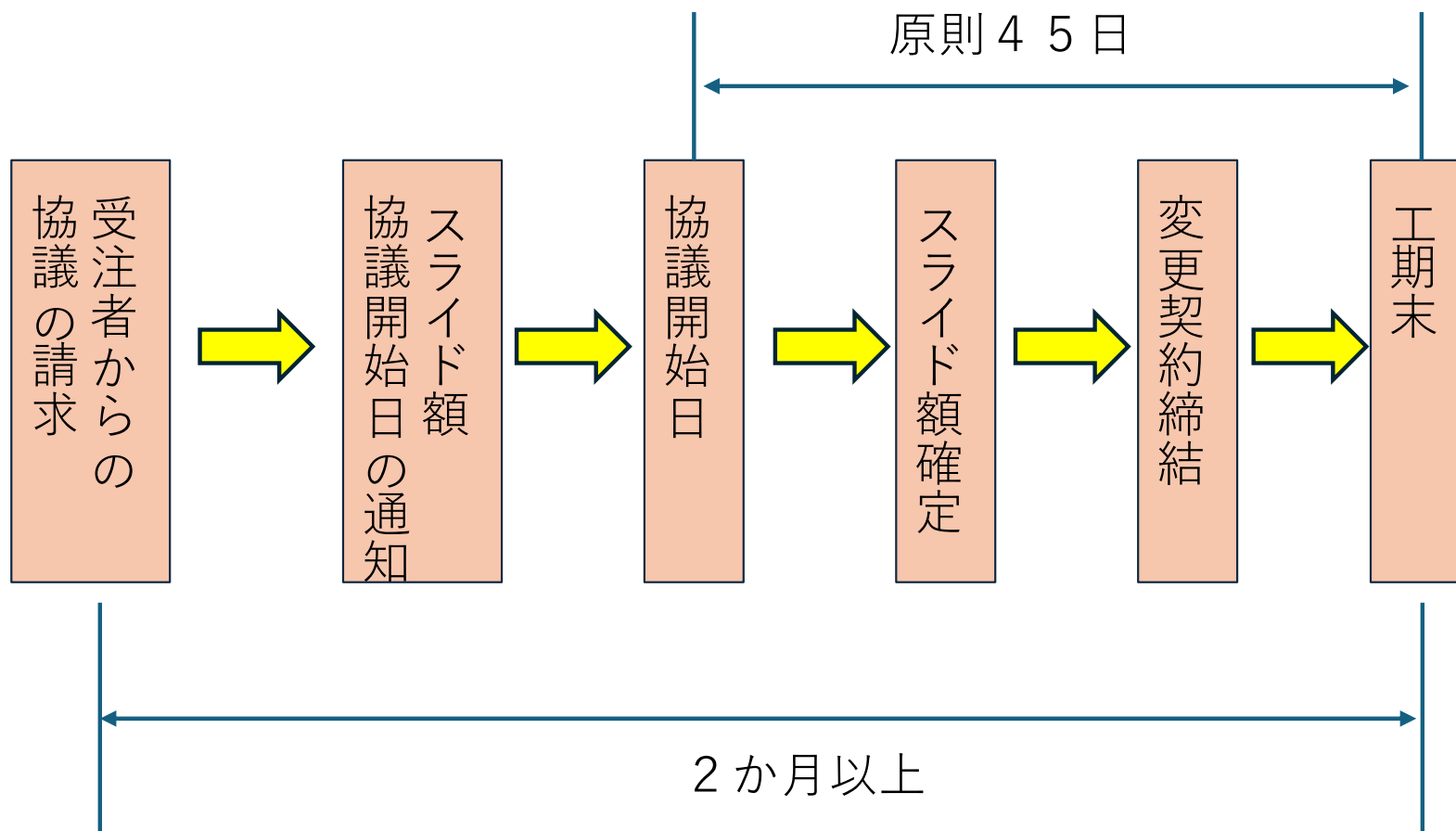
令和4年8月4日付け建企第218号により通知している単品スライド条項の運用マニュアルによること。

運用にあたっては、購入価格が適当な金額であることを証明する書類を提出した場合は、「実際の購入価格」の方が「購入した月の物価資料の単価」より高い場合であっても、「実際の購入価格」を用いて請負代金額を変更することを可能とすること。

2 工期の確保

受注者の責によらない事情により資機材の納期が遅れる場合には、工期延長等により必要な工期が確保されるよう措置を講ずるとともに、その際に必要となる経費は、「工事一時中止に係るガイドライン」に基づき適切に計上を行うこと。

2 単品スライド



2 単品スライド



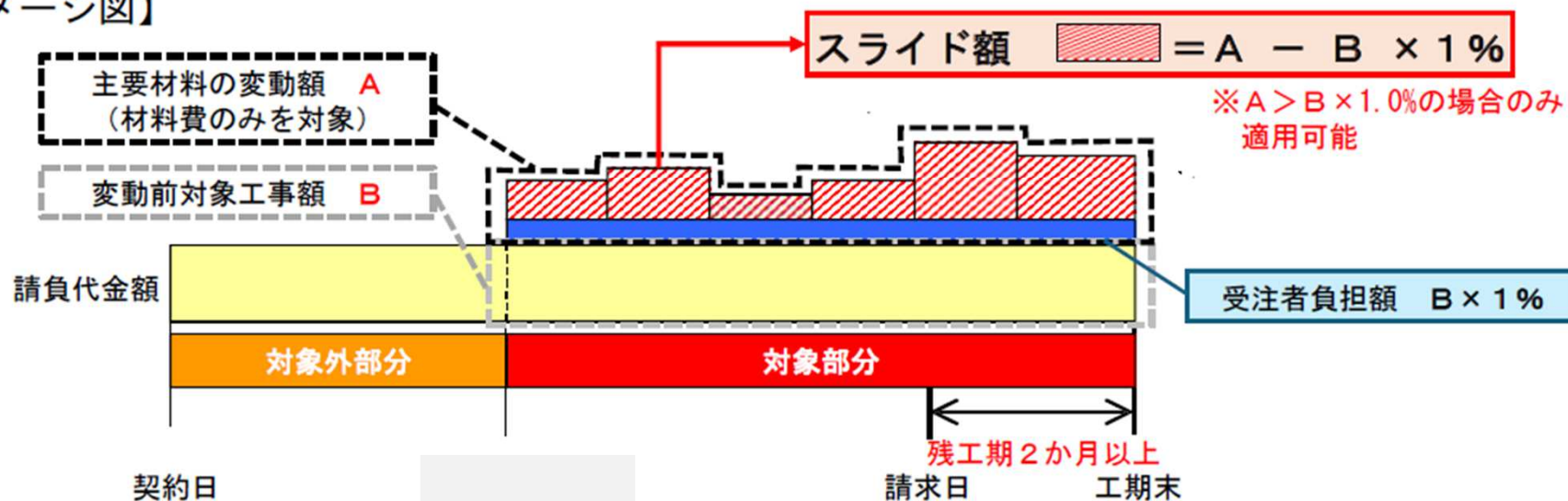
対象部分 (残工事部分)	対象外部分 (出来高部分)
変動額が対象工事費の1%を超える工事材料 (対象工事費=請負代金額 - 既済部分請負代金額)	<ul style="list-style-type: none"> 部分払完了部分 (※1) 部分引渡し完了部分

※1 部分払検査請求時に単品スライド条項の適用対象とすることを要請し、
部分払検査結果通知に適用対象と記載があった場合は対象とできる

注1) 工事材料は、鋼材、燃料油、その他材料ごとに対象工事費の1%を超えるかどうかを判定

注2) 対象となる工事材料の購入時期や購入価格を証明する書類(納品書、請求書など)の提出が必要

【イメージ図】



単品スライド額算定の考え方 概略フロー



受注者

- 単品スライドの請求
(必要な情報、資料等)
 - ・ 対象品目、対象材料
 - ・ 変更請求概算額
 - ・ 材料毎に対象数量、搬入・購入等の時期、購入先、単価・購入価格及び、それが証明できる納品書、請求書、領収書

(参考) 対象品目及び材料

区分	品目	材 料
鋼材類	鋼材類	H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鉄鋼二次製品、ガードレール、スクラップ等 (賃料や損料も対象とすることが可能)
燃料油	燃料油	ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油
その他 工事材 料	コンクリート類	レディーミクストコンクリート(生コン)、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート用骨材、コンクリート二次製品等
	アスファルト類	アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等
	その他主要な工事材料	上記以外の主要な工事材料が対象

発注者

- 「実勢価格に基づく変動後の金額」と「実際の購入金額」を比較
 - **品目毎の合計金額**で比較する(材料毎の比較は行わない)
 - ① 実勢価格に基づく**変動後の金額 (品目毎の合計金額)** 実勢価格は単価合意比率を考慮
 - ② 実際の購入金額 (**品目毎の合計金額**)

「① 実勢価格に基づく変動後の金額」が安価となる品目

発注者

- **実勢価格にて品目毎の変動額を算出**

発注者

- 品目毎の変動額が請負代金額※の1%を超えるかを確認
(品目の一部の材料について実際の購入金額を用いて確認することも可)

変動額が請負代金額※の1%を超える品目

発注者

- **実勢価格にてスライド額を算定**

変動額が請負代金額※の1%を超えない品目は単品スライドの対象外

改定ポイント①

受注者から実際の購入金額でスライド額を算出することを希望する旨の申し出があった場合

□ 申し出のあった材料毎にスライド額を「実際の購入金額」にて算出するか、「実勢価格」にて算出するかを確認

「② 実際の購入金額」が安価となる品目

発注者

- **実際の購入金額にて品目毎の変動額を算出**

発注者

- 品目毎の変動額が請負代金額※の1%を超えるかを確認

変動額が請負代金額※の1%を超える品目

発注者

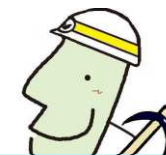
- **実際の購入金額にてスライド額を算定**

変動額が請負代金額※の1%を超えない品目は単品スライドの対象外

※ 部分払いをした工事における「請負代金額」は出来高部分に相応する請負代金額を控除した額

➢ 具体的なフローは次ページ参照

実際の購入金額の確認フロー



受注者

- 実際の購入金額でのスライド額算定を希望
 - ・ 対象品目及び対象材料を申出※
 - ・ 実購入先を含まない2社以上の見積り提出※
- 「実際の購入金額の単価」が「実勢価格」（落札率考慮）以上となることを受注者にて確認

（補足）見積りについて
□ 工期内の代表的な月（1ヶ月以上）とする

※ 単品スライドの請求時にあわせて提出

第1段階

発注者

- 受注者から提出された見積りから「地域の材料価格の傾向」と「実際の購入金額での検討」を行うことの妥当性を確認

<チェック項目>

- 対象材料ごとに以下を確認
 - ・ 「現場に搬入された月もしくは購入した月」のうち、代表的な月（1ヶ月以上）の単価で確認
- 「実際の購入金額の単価」と2社以上の「見積り単価」を比較し、「実際の購入金額の単価」が最も安価となる

「実際の購入金額の単価」が最も安価とならない材料

実勢価格にて算出

- 実購入先の当該材料の価格変動は社会（もしくは地域）全体としてのものではない。

第2段階

発注者

- 「実際の購入金額」の「実勢価格」からの乖離の程度を確認

<チェック項目>

- ①が②以内であることを確認
 - ① 「実際の購入金額の単価」（複数月に渡って搬入している場合は、購入単価の加重平均）
 - ② 「実勢価格の単価（単価合意比率考慮）+ 30%」（複数月に渡って搬入している場合は、実勢価格の単価（落札率考慮）の加重平均 + 30%）
- ①が②を上回る場合、特別に考慮すべき価格変動要因がないかを確認

実際の購入金額の妥当性が確認できない

実勢価格にて算出

（落札率考慮）の実勢価格の単価 + 30%は発注者として妥当性を確認するためのものであり、+ 30%を超えても妥当性が確認されれば採用可能

実際の購入金額の妥当性が確認できる

実際の購入金額にて算出

- ①が②以内の場合、実際の購入金額の単価は概ね材料価格の上昇傾向と合致しているため、妥当と判断
- ①が②を上回る場合、実際の購入金額の単価が妥当であることが発注者が入手できる情報・資料から確認できる



受注者に提出して頂く証明書類

- ▶ 対象数量、搬入・購入等の時期、購入先、単価・購入価格等が証明できる納品書、請求書、領収書など。
- ▶ 燃料油は多岐に渡る機械で使用されているため、すべてを証明する書類が提出し難い事情があると認められる場合は、主たる用途に用いた数量を証明する書類をもって対象とすることが可能。
- ▶ 必要な証明書が提出されなければ、スライド条項の対象材料としない。

受注者が実際に支払った金額を確認

出荷伝票

品名	数量	単価	金額	品名	数量	単価	金額
...
...
...
...

請求書内訳書

株式会社

請求日 2021/7/31

TEL FAX

今回請求金額 5,524,676円

毎度お引き立て賜り有難くお礼申し上げます。さて、納品のお代金右記の通りになりますので下記明細を御確認の上、お支払い賜りますようお願い申し上げます。

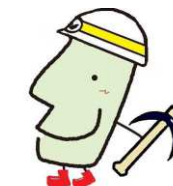
日付	品名・規格	数量	総数量	単価	金額
2021/7/6	清砂 0200×80×7.5	5m:2 3m:2	0.394 t	102,612	40,190
2021/7/7	4,039
2021/7/6	H砂 400×400×13/21	10m:2 5.5m:3 4.5m:1	7.052 t	112,687	794,669
2021/7/6	F型ハイテン S101 22×10	165	0.086 t	365,553	31,438
2021/7/7	3,143
2021/7/6	F型ハイテン S101 22×85	405	0.231 t	365,553	84,443
2021/7/7	6,444
2021/7/6	H砂 400×400×13/21	10m:1 7.5m:1	3.910 t	112,687	339,188
2021/7/7	33,216
2021/7/6	加エプレート P16×450×450	8	0.203 t	197,553	40,103
2021/7/7	4,910

対象品目及び材料



区分	品目	材 料
鋼材類	鋼材類	H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼二次製品、ガードレール、スクラップ等（ただし、鋼材類には非鉄金属（アルミニウムや鉛など）は含まない）※賃料や損料も対象とすることが可能。
燃料油	燃料油	ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油
その他 工事材料	コンクリート類	レディーミクストコンクリート（生コン）、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート二次製品等
	アスファルト類	アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等（アスファルトを主要材料としたものが対象）
	その他主要な 工事材料	上記以外の <u>主要な工事材料が対象</u> （非鉄金属も対象） ※主要な工事材料か否かは、 <u>工事の種類や請負代金額中に占める資材費の割合、その他の要素を考慮して決定する</u> 。なお、工場製作品も含む。 ※請求があった材料の中から受発注者間で協議のうえ、品目区分を決定する。

対象品目及び材料（市場単価）



山形日和。

- 市場単価・土木工事標準単価のうち、材料費を分離できる場合については、対象となる。
 - 下表の市場単価のうち、取扱い区分①（黄着色）は、材料費が分離されているため対象。
 - ただし、取扱い区分②のように材料費が分離できない市場単価等でも、設計図書に数量が記載されている場合は対象とすることができる。その場合、市場単価に代えてその材料の実勢価格または実際の購入価格を変動前、変動後の価格として変動額を算出するものとする。

（市場単価）

工種	名称	規格	単位	取扱い※	備考	
鉄筋工（太径鉄筋含む）	鉄筋工	鉄筋加工・組立	t	①	鋼材類	
鉄筋工（ガス圧接工）	ガス圧接工	ガス圧接工 手動（半自動）・自動	箇所	②	材料分離不可	
インターロッキングブロックロック工	インターロッキングブロック工	設置	m ²	②	材料分離不可（※②）	
防護柵設置工（ガードレール）	ガードレール設置工	標準型（土中建込）	m	②	材料分離不可（※②）	
		標準型（コンクリート建込）	m	②	材料分離不可（※②）	
		耐雪型（土中建込）	m	②	材料分離不可（※②）	
		耐雪型（コンクリート建込）	m	②	材料分離不可（※②）	
		部材設置（レール設置）（耐雪型含む）	m	①	鋼材類	
防護柵設置工（ガードパイプ）	ガードパイプ設置工	標準型（土中建込）	m	②	材料分離不可（※②）	
		標準型（コンクリート建込）	m	②	材料分離不可（※②）	
		部材設置（パイプ設置）	m	①	鋼材類	
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	横断・転落防止柵設置工	土中建込	m	①	鋼材類	
		プレキャストコンクリートブロック建込	m	①	鋼材類	
		コンクリート建込	m	①	鋼材類	
		アンカーボルト固定	m	①	鋼材類	
		部材設置（ピラーまたはパイプの設置）	m	①	鋼材類	
		根巻きコンクリート設置	m	②	材料分離不可	
防護柵設置工（落石防護柵）	落石防護柵設置工	中間支柱設置工	本	②	材料分離不可	
		端末支柱設置工	本	②	材料分離不可	
		ロープ・金網設置工（間隔保持材付き）	m	②	材料分離不可	
		ロープ・金網設置工（上弦材付き）	m	②	材料分離不可	
		ステープル設置工	本	②	材料分離不可	
		金網・ロープ設置	m ²	②	材料分離不可	
防護柵設置工（落石防止柵）	落石防止柵設置工	アンカー設置	箇所	②	材料分離不可	
		ダクト式支柱（アンカー固定式）	箇所	②	材料分離不可	
		鉄釘吹付工	m ²	②	材料分離不可	
		コンクリート吹付工	m ²	②	材料分離不可	
法面工	法面工	機械播種施工による植生工（植生基材吹付工）	m ²	②	材料分離不可	
		機械播種施工による植生工（客土吹付工、種子散布工）	m ²	②	材料分離不可	
		人力施工による植生工（植生マット工、植生シート工）	m ²	②	材料分離不可	
		人力施工による植生工（植生筋工、筋芝工）	m ²	②	材料分離不可	
		人力施工による植生工（張芝工）	m ²	②	材料分離不可	
		ネット張工（繊維ネット工）	m ²	②	材料分離不可	
		吹付砕工	吹付砕工	m	②	材料分離不可
		鉄釘・コンクリート	m	②	材料分離不可	
		スズ張工	m ²	②	材料分離不可	

対象品目及び材料（市場単価）



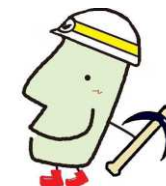
道路植栽工	道路植栽工	植樹工	本	①	その他材料
		支柱設置	本 (m)	②	材料分離不可
		地被類植付工	鉢	①	その他材料
		植樹管理 (せん定)	本 (m2)	-	材料費含まず
		植樹管理 (施肥)	本 (m2)	①	その他材料
		植樹管理 (除草・芝刈・灌水)	m2	-	材料費含まず
		植樹管理 (防除)	本 (m2)	①	その他材料
		移植工 (掘取工)	本	②	材料分離不可
橋梁用伸縮継手装置設置工	橋梁用伸縮継手装置設置工		m	①	鋼材類
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		m	①	鋼材類・その他材料
薄層カラー舗装工	薄層カラー舗装工	樹脂以外舗装工	m2	②	材料分離不可
		景観透水性舗装工	m2	②	材料分離不可
		樹脂系すべり止め舗装工	m2	②	材料分離不可
道路標識設置工	道路標識設置工	標識柱・基礎設置 (路側式)	基	②	材料分離不可
		標識柱設置 (片持式)	基	①	鋼材類
		標識柱設置 (門型式)	基	①	鋼材類
		標識基礎設置 (片持式・門型式)	m3	②	材料分離不可
		標識板設置 (案内標識)	m2	②	材料分離不可
		標識板設置 (警戒・規制・指示・路線)	m2	①	鋼材類
		添架式標識板取付金具設置 (信号7-4部)	基	②	材料分離不可
		添架式標識板取付金具設置 (照明柱・既設標識柱)	基	②	材料分離不可
		添架式標識板取付金具設置 (歩道橋)	基	①	鋼材類

取扱い欄 ①: 市場単価等に材料費が含まれており分離が可能な工種

②: 市場単価等に材料費が含まれているが市場単価等の構成上、分離ができない工種

(備考欄「※②」について、設計図書に材料が明示されている場合は、その数量について単品スライド対象とすることができる。)

対象品目及び材料（市場単価）



1 エシロキ

工種	名称	規格	単位	取扱い※	備考
道路付属物設置工	道路付属物設置工	視線誘導標設置・土中建込用	本	②	材料分離不可（※②）
		視線誘導標設置・コンクリート建込用（穿孔含む）	本	②	材料分離不可（※②）
		視線誘導標設置・コンクリート建込用（穿孔含まない）	本	②	材料分離不可（※②）
		視線誘導標設置・防護柵取付用	本	②	材料分離不可（※②）
		視線誘導標設置・構造物取付用	本	②	材料分離不可（※②）
		視線誘導標設置（スノーボール併用型）	本	②	材料分離不可（※②）
		境界杭設置	本	①	その他材料
		道路鉾設置（穿孔式）	個	②	材料分離不可（※②）
		道路鉾設置（貼付式）	個	②	材料分離不可（※②）
		車線分離標設置（可変式・着脱式）（穿孔式）	本	②	材料分離不可（※②）
		車線分離標設置（固定式）（貼付式）	本	②	材料分離不可（※②）
		境界鉾設置 金属製	本	①	その他材料
公園植栽工	公園植栽工	植樹工	本	①	その他材料
		支柱設置	本（m）	②	材料分離不可
		地被類植付工	鉢	①	その他材料
軟弱地盤処理工	軟弱地盤処理工	サンドドレーン工	m	①	その他材料
		サンドコンパクションパイル工	m	①	その他材料
橋面防水工	橋面防水工	シート系防水	m ²	②	材料分離不可
		塗膜系防水	m ²	②	材料分離不可
グルーピング工	グルーピング工		m ²	-	材料費含まず
鉄筋挿入工（ロックバルト工）	鉄筋挿入工	鉄筋挿入工	m	①	鋼材類・コンクリート類
		仮設足場の設置・撤去	空m ³	②	材料分離不可
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）	コンクリート表面処理工		m ²	②	材料分離不可



対象品目及び材料（土木工事標準単価）

市場単価・土木工事標準単価の扱い＜土木工事標準単価＞

工種	名称	規格	単位	取扱い※	備考
区画線工	区画線工	溶融式（手動）	m	①	燃料油・その他材料
		ベイト式（車載式）	m	①	燃料油・その他材料
		区画線消去（削取り式）	m	①	燃料油・その他材料
		区画線消去（ウォータージェット式）	m	-	材料費含まず
	区画線工（北海道特殊規格）	溶融式（車載式）	m	①	燃料油・その他材料
		ベイト式（車載式）	m	①	燃料油・その他材料
		ベイト式（手動）	m	①	燃料油・その他材料
高視認性区画線工	高視認性区画線工	リップ式・溶融式	m	①	燃料油・その他材料
		非リップ式・溶融式	m	①	燃料油・その他材料
		区画線消去（削取り式）	m	①	燃料油
橋梁塗装工	橋梁塗装工	新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 素地調整	m2	②	材料分離不可
		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 研磨材及びけんかす回収・横込工	m2	②	材料分離不可
		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 ミストコート	m2	②	材料分離不可
		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 下塗り塗装	m2	②	材料分離不可
		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 中塗り塗装	m2	②	材料分離不可
		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 上塗り塗装	m2	②	材料分離不可
		塗替塗装 清掃・水洗い	m2	②	材料分離不可
		塗替塗装 素地調整	m2	②	材料分離不可
		塗替塗装 研磨剤及びけんかす回収・横込工	m2	②	材料分離不可
		塗替塗装 下塗り塗装	m2	②	材料分離不可
		塗替塗装 中塗り塗装	m2	②	材料分離不可
		塗替塗装 上塗り塗装	m2	②	材料分離不可
		構造物とりこわし工	構造物とりこわし工	無筋構造物	m3
鉄筋構造物	m3			-	材料費含まず
コンクリートブロック積工	コンクリートブロック積工	ブロック積工（練積・空積）	m3	①	コンクリート類
排水構造物工	排水構造物工	U字側溝	m	①	コンクリート類
		自由勾配側溝	m	①	コンクリート類
		蓋版	枚	①	鋼材類・コンクリート類
鋼製排水溝設置工	鋼製排水溝設置工	鋼製排水溝設置	m	①	鋼材類

取扱い欄 ①：市場単価等に材料費が含まれており分離が可能な工種

②：市場単価等に材料費が含まれているが市場単価等の構成上、分離ができない工種

（備考欄「※②」について、設計図書に材料が明示されている場合は、その数量について単品スライド対象とすることができる。）



対象品目及び材料（土木工事標準単価）

市場単価・土木工事標準単価の扱い＜土木工事標準単価＞

工種	名称	規格	単位	取扱い※	備考
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	表面被覆工（コンクリート保護塗装）	下地処理	m2	－	材料費含まず
		プライマー塗布（CC-A塗装、CC-B塗装）	m2	②	材料分離不可
		下地調整（CC-A塗装、CC-B塗装）	m2	②	材料分離不可
		塗装（中塗り）（CC-A塗装）	m2	②	材料分離不可
		塗装（中塗り）（CC-B塗装）	m2	②	材料分離不可
		塗装（上塗り）（CC-A塗装）	m2	②	材料分離不可
		塗装（上塗り）（CC-B塗装）	m2	②	材料分離不可
表面含浸工	表面含浸工	簡易清掃	m2	－	材料費含まず
		下地処理	m2	－	材料費含まず
		含浸材塗布	m2	①	その他材料
連続繊維シート補強工	連続繊維シート補強工	下地処理	m2	－	材料費含まず
		プライマー塗布	m2	①	その他材料
		不陸修正	m2	①	その他材料
		連続繊維シート本体貼付（一層当たり）	m2	①	その他材料
		仕上げ塗装（中塗り＋上塗り）	m2	①	その他材料
		仕上げモルタル・塗装（モルタル＋モルタル用上塗り）	m2	①	その他材料
剥落防止工（アラミドメッシュ）	剥落防止工（アラミドメッシュ）	アラミドメッシュ本体貼付	m2	①	その他材料
漏水対策材設置工	漏水対策材設置工	漏水対策材設置	m	①	その他材料
防草シート設置工	防草シート設置工	防草シート設置（覆土）	m2	①	その他材料
		防草シート設置（露出）	m2	①	その他材料
紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエステル樹脂）	紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエステル樹脂）	紫外線硬化型FRPシート設置（紫外線照射なし）	m2	②	材料分離不可
		紫外線硬化型FRPシート設置（紫外線照射あり）	m2	②	材料分離不可
塗膜除去工	塗膜除去工	塗膜剥離剤塗布・塗膜除去	m2	①	その他材料
ハキュームグラスト工	ハキュームグラスト工	ハキュームグラスト	m2	②	材料分離不可
道路反射鏡設置工	道路反射鏡設置工	支柱・基礎設置	基	②	材料分離不可
		鏡体設置	基	②	材料分離不可
		鏡体撤去	基	－	材料費含まず
		支柱・基礎撤去	基	－	材料費含まず



対象品目及び材料（土木工事標準単価）

仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）	仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）	仮設防護柵設置 H鋼基礎	m	①	鋼材類
		仮設防護柵設置 独立基礎ブロック	m	①	鋼材類・コンクリート類
		仮設防護柵設置 連続基礎ブロック	m	①	鋼材類・コンクリート類
		仮設防護柵撤去 H鋼基礎	m	-	材料費含まず
		仮設防護柵撤去 独立基礎ブロック	m	-	材料費含まず
		仮設防護柵撤去 連続基礎ブロック	m	-	材料費含まず
機械式継手工	機械式継手工	継手方式(1)	箇所	①	鋼材類
		継手方式(2)	箇所	①	鋼材類
抵抗板付鋼製杭基礎工	抵抗板付鋼製杭基礎工	打込または引抜 施工条件Ⅰ	回	①	鋼材類
		打込または引抜 施工条件Ⅱ	式	①	鋼材類
		打込または引抜 施工条件Ⅲ	式	①	鋼材類
ノコギリ式コンクリートひび割れ誘発目地設置工	ノコギリ式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		m	②	材料分離不可
FRP製格子状パネル設置工	FRP製格子状パネル設置工		枚	②	材料分離不可
侵食防止用植生マット工（養生マット工）	侵食防止用植生マット工（養生マット工）		m ²	①	その他材料
支承金属溶接工	支承金属溶接工	支承金属溶射ブラスト法（潤滑性防錆剤注入なし）	基	②	材料分離不可
		支承金属溶射ブラスト法（潤滑性防錆剤注入あり）	基	②	材料分離不可
		支承金属溶射 粗面形成法	基	②	材料分離不可
		仕上げ塗装（1層）	層	②	材料分離不可
耐圧ポリエチレン管（ハウエル管）設置工	耐圧ポリエチレン管（ハウエル管）設置工	耐圧ポリエチレン管（ハウエル管）設置	m	①	その他材料

取扱い欄 ①：市場単価等に材料費が含まれており分離が可能な工種

②：市場単価等に材料費が含まれているが市場単価等の構成上、分離ができない工種

（備考欄「※②」について、設計図書に材料が明示されている場合は、その数量について単品スライド対象とすることができる。）

証明された数量と対象数量の考え方



- 証明数量 < 設計図書の数量 → 当該材料は対象材料とならない。 ※1
- 設計図書の数量 ≤ 証明数量 ≤ 設計数量 → 対象数量は証明数量。 ※1：ただし、燃料油については証明数量により対象とすることができる。
- 設計数量 < 証明数量 → 対象数量は設計数量。

証明数量・・・受注者から証明された数量

設計図書の数量・・・設計図書（数量総括表や図面等）に記載された数量

設計数量・・・設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量）

なお、ロス分を対象数量とする場合は、ロス分についてスクラップ等で売却する金額についても適切に処理する。

区分	品目	証明数量の補足
鋼材類 ※2	鋼材類	加工による材料ロスの数量も加算可能（スクラップも対象）
燃料油	燃料油	各種資材や建設機械や仮設材の運搬に要した燃料油も対象可能。
その他 工事材料 ※2	コンクリート類	材料ロスの数量も加算可能。
	アスファルト類	材料ロスの数量も加算可能。
	その他主要な工事材料	材料ロスの数量も加算可能。（スクラップも対象）

※2：任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種は、発注者の設計数量を対象数量とすることを基本とする。

実勢価格の算定について



区分	品目	算定
鋼材類	鋼材類	対象材料が <u>現場に搬入された月</u> の物価資料の価格 <ul style="list-style-type: none"> ・鋼橋製作工など工場に直接搬入される場合は工場に搬入された月 ・複数の月に搬入された場合は、月毎の搬入数量に応じて加重平均して算出した単価に、対象数量を乗じて実勢価格を算出
燃料油	燃料油	対象材料を <u>購入した月の翌月</u> の物価資料の価格 証明された数量：各月の購入数量を実勢価格による荷重平均して算出した単価に、対象数量を乗じて実勢価格を算出 証明されない数量：契約の翌月から工期末の前々月までの実勢価格を平均して算出した単価に、対象数量を乗じて実勢価格を算出
その他 工事材料	コンクリート類	対象材料が <u>現場に搬入された月</u> の物価資料の価格(鋼材類に準じる)
	アスファルト類	対象材料が <u>現場に搬入された月</u> の物価資料の価格(鋼材類に準じる)
	その他主要な 工事材料	鋼材類に準じるものとするが、契約と購入がほとんど同時期に行われる材料は燃料油に準じて設定。

※各細別における直近の単価合意比率を乗じる。精算変更時に追加された細別は、請負比率を用いる。

※当初積算が、特別調査や見積りによる場合は、当初積算時の類似資材の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等が工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

実際の購入金額が適当と判断するための運用



【第1段階】

- ・ **対象材料毎**に、受注者から提出された資料（購入実績を証明する書類、当該地域での市場取引価格が確認できる見積り）から、「**実際の購入金額の単価**」が最も安価であることを確認する。（代表的な月（1ヶ月以上）の単価で確認する。）
- 実際の購入金額の単価が**最も安価であれば、第2段階へ**
- 実際の購入金額の単価が**最も安価にならなければ、実勢価格を採用する。**

【第2段階】

- ・ 「**実際の購入金額の単価**」と「**実勢価格の単価**」を比較して実際の購入金額の妥当性を判断する。
妥当性の目安として、**実際の購入金額の単価が実勢価格の単価（落札率考慮） + 30%以内**であるか。

① 「実際の購入金額の単価」

（※複数月に渡って搬入している場合は、荷重平均単価）

② 「実勢価格の単価（落札率考慮） + 30%」

（※複数月に渡って搬入している場合は、実勢価格の単価（落札率考慮）の荷重平均単価 + 30%）

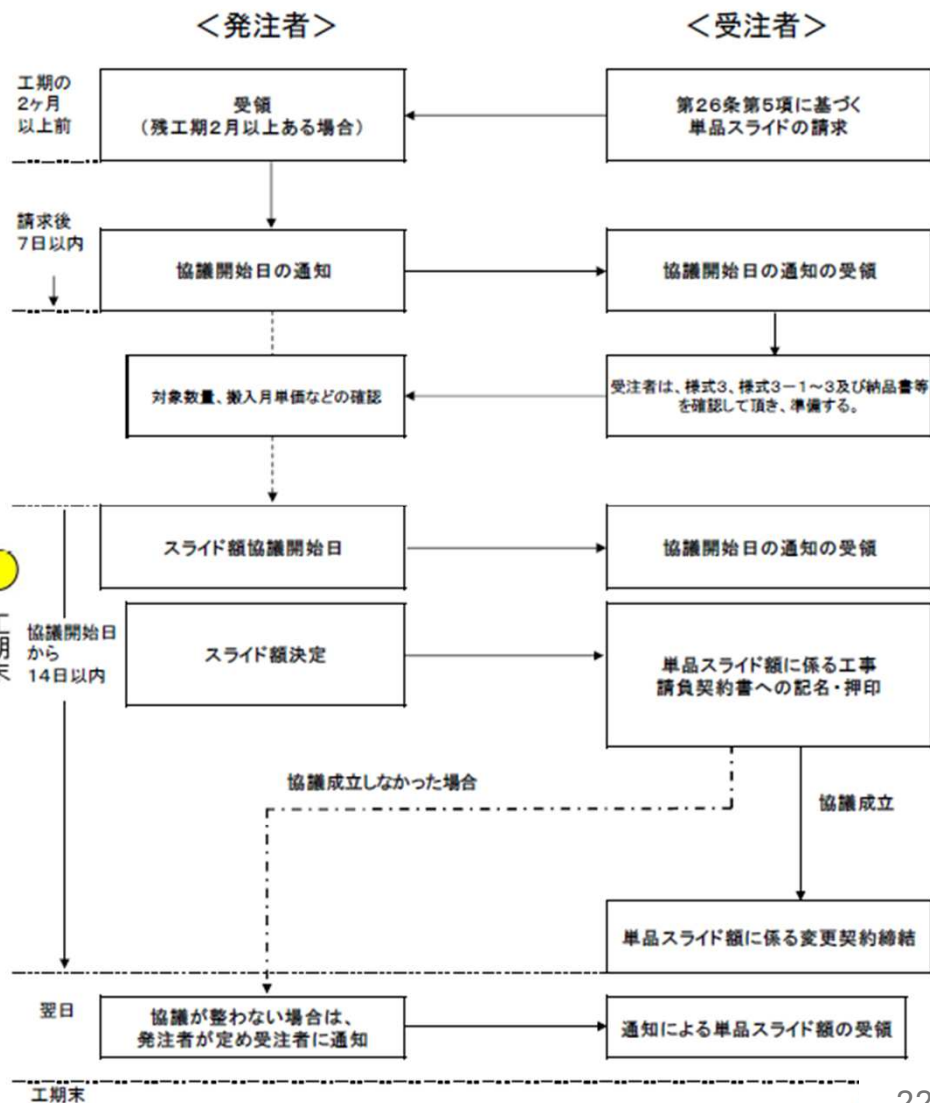
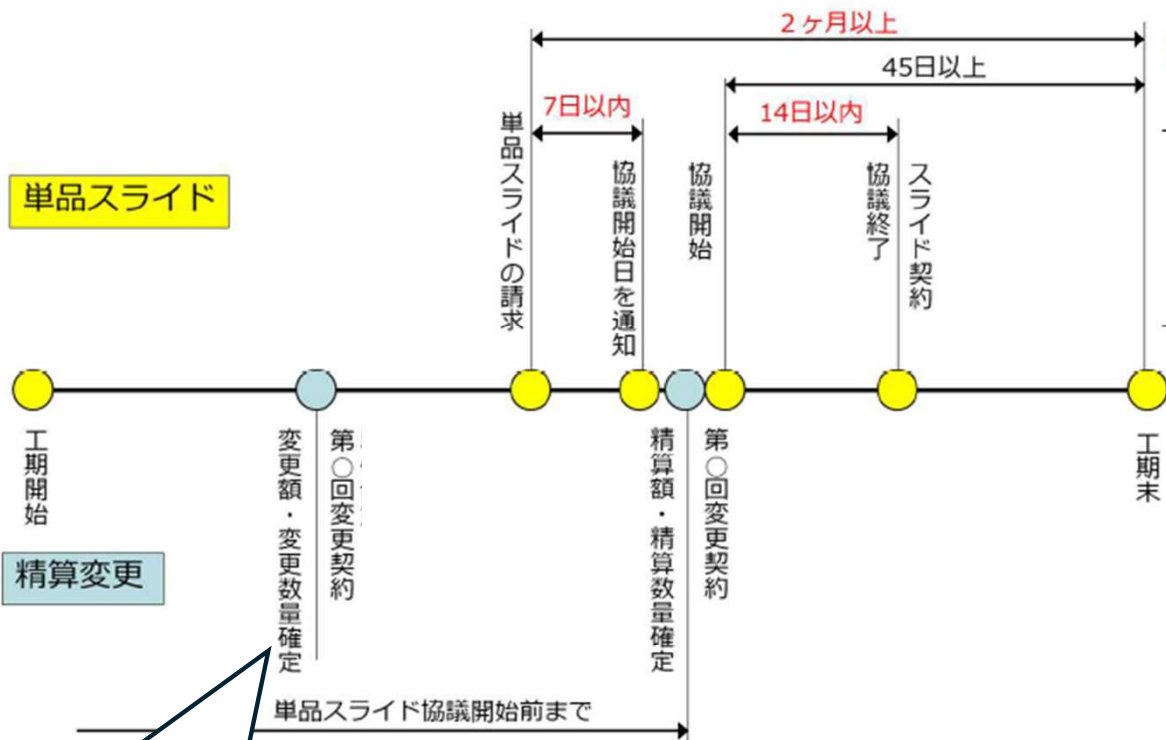
- **①が②以内であれば、実際の購入単価を採用**
- **①が②を上回る場合は、特別に考慮すべき価格変動要因を確認し、発注者が妥当性を確認できれば、実際の購入単価を採用することができる。**

請求等手続きについて

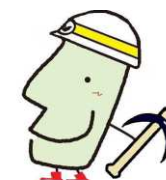


- 単品スライド分を除く精算変更を行ったうえで、単品スライドに伴う契約変更手続きを行う。

《増額》 単品スライド 手続きフロー及び様式



単品スライド額の算出



$$\begin{aligned} \text{スライド額} = & (\text{鋼材の変動額} + \text{燃料油の変動額} + \text{その他材料の変動額}) \\ & \uparrow \qquad \qquad \qquad \uparrow \qquad \qquad \qquad \uparrow \\ & (\text{M変更鋼}-\text{M当初鋼}) \quad (\text{M変更油}-\text{M当初油}) \quad (\text{M変更材料}-\text{M当初材料}) \\ & - (\text{対象工事費} \times 1\%) \end{aligned}$$

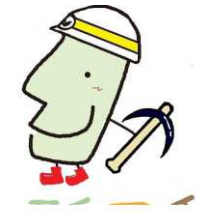
受注者負担額

M当初鋼, M当初油, M当初材料
= **設計時点**の実勢価格 (税込) × 対象数量 × 落札率

M変更鋼, M変更油, M変更材料
= **変動後**の実勢価格 (税込) × 対象数量 × 落札率

※ 品目毎の変動後の金額は、実勢価格と購入金額とのどちらか低い方
ただし、受注者が**購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、**
必要と認められる場合に限り、**実際の購入金額**を用いてスライド額を算定

2 単品スライド



計算例

【例 1】

請負代金額 : 200,000,000
 1%相当額 : 2,000,000

2,000,000 > 300,000
 2,000,000 < 2,400,000

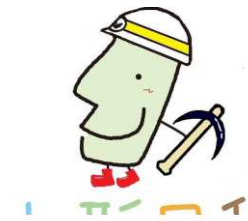
となるため、**鋼材類のみ**スライド対象

単位：円（税込）

主要材料	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
燃料油	軽油	1,000,000	1,200,000	200,000	×
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
	合計	1,500,000	1,800,000	300,000	
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,000,000	2,000,000	○
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
	合計	6,000,000	8,400,000	2,400,000	

スライド額 = 2,400,000 - 2,000,000 = 400,000

2 単品スライド



計算例

【例 2】

請負代金額 : 100,000,000
 1%相当額 : 1,000,000

1,000,000 < 1,100,000
 1,000,000 < 2,400,000

となるため、**燃料油・鋼材類**ともにスライド対象

単位：円（税込）

主要材料	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
燃料油	軽油	5,000,000	6,000,000	1,000,000	○
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
	合計	5,500,000	6,600,000	1,100,000	
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,000,000	2,000,000	○
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
	合計	6,000,000	8,400,000	2,400,000	

スライド額 = 1,100,000 + 2,400,000 - 1,000,000 = 2,500,000



2 単品スライド 請求額計算例 記入方法

請求額計算例

① 設計額を税込で入力

② 請負代金額を税込で入力

【単品スライド計算様式】

設計額	143,000,000	請負代金額	127,270,000	落札率 (k)	0.89	部分払相当額		1%相当額	1,272,700
-----	-------------	-------	-------------	---------	------	--------	--	-------	-----------

《スライド対象判定表》

主要材料	品目 (各材料)	規格	設計数量 (Do)	対象数量 (D)	価格変動前 の単価 (p)	価格変動前 の金額(税込) (M当初)	価格変動後 の単価(税抜) (p')	落札率は自動で計算される				判定
								$D \cdot p \cdot k$ (1+消費税)	M変更 $0 \cdot k$	$P \cdot k$ (1+消費税)	M変更k or P'	
鋼材類				0.000	0	0	#VALUE!	#VALUE!	0	0	0	×
				0.000	0	0	#VALUE!	#VALUE!	0	0	0	
				0.000	0	0	#VALUE!	#VALUE!	0	0	0	
				0.000	0	0	#VALUE!	#VALUE!	0	0	0	
				0.000	0	0	#VALUE!	#VALUE!	0	0	0	
合計					0	0				0	0	
燃料油				0.000	0	0	#VALUE!	#VALUE!	0	0	0	×
				0.000	0	0	#VALUE!	#VALUE!	0	0	0	
				0.000	0	0	#VALUE!	#VALUE!	0	0	0	
				0.000	0	0	#VALUE!	#VALUE!	0	0	0	
				0.000	0	0	#VALUE!	#VALUE!	0	0	0	
合計					0	0				0	0	
その他の品目 ①				0.000	0	0	#VALUE!	#VALUE!	0	0	0	×
				0.000	0	0	#VALUE!	#VALUE!	0	0	0	
				0.000	0	0	#VALUE!	#VALUE!	0	0	0	
				0.000	0	0	#VALUE!	#VALUE!	0	0	0	
				0.000	0	0	#VALUE!	#VALUE!	0	0	0	
合計					0	0				0	0	
その他の品目 ②				0.000	0	0	#VALUE!	#VALUE!	0	0	0	×
				0.000	0	0	#VALUE!	#VALUE!	0	0	0	
				0.000	0	0	#VALUE!	#VALUE!	0	0	0	
				0.000	0	0	#VALUE!	#VALUE!	0	0	0	
				0.000	0	0	#VALUE!	#VALUE!	0	0	0	
合計					0	0				0	0	
スライド額	0	+	0	+	0	+	0	+	0	-	1,272,700	-1,272,700

請求額計算例

【単品スライド計算様式】

設計額	143,000,000	請負代金額	127,270,000	落札率 (k)	0.89	部分払相当額	77,000,000	1%相当額	502,700
-----	-------------	-------	-------------	---------	------	--------	------------	-------	---------

《スライド対象判定表》

主要材料	品目 (各材料)	規格	設計	数量	単価	数量×単価	落札率考慮 (M変更k)	購入価 (税込) (P)	M変更k or P* (1+消費税率)	M変更k or P'	M変更-M当初	
鋼材類				0.000	0	0	#VALUE!	#VALUE!	0	0	0	×
				0.000	0	0	#VALUE!	#VALUE!	0	0	0	
				0.000	0	0	#VALUE!	#VALUE!	0	0	0	
				0.000	0	0	#VALUE!	#VALUE!	0	0	0	
				0.000	0	0	#VALUE!	#VALUE!	0	0	0	

③ 部分払相当額を入力
(部分払いを行っている場合)

1%相当額が自動計算

【注意事項】

- ・ 部分払検査請求時に、部分払いを行う分について単品スライド条項の請求対象とする旨の要請をしていた場合は未記入とする。
- ・ 部分払の支払額は、出来高に該当する「請負代金額相当額の9割以下」のため、「部分払時の支払額=部分払相当額」ではないことに注意。

	合計			0.000	0	0	#VALUE!	#VALUE!	0	0	0	×
その他の品目 ②				0.000	0	0	#VALUE!	#VALUE!	0	0	0	
				0.000	0	0	#VALUE!	#VALUE!	0	0	0	
				0.000	0	0	#VALUE!	#VALUE!	0	0	0	
				0.000	0	0	#VALUE!	#VALUE!	0	0	0	
		合計			0.000	0	0	#VALUE!	#VALUE!	0	0	
スライド額	0	+	0	+	0	+	0	+	0	-	502,700	-502,700

請求額計算例

【単品スライド計算様式】

設計額	143,000,000	請負代金額	127,270,000	落札率 (k)	0.89	部分払相当額	77,000,000	1%相当額	502,700
-----	-------------	-------	-------------	---------	------	--------	------------	-------	---------

◀スライド対象判定表▶

主要材料	品目 (各材料)	規格	設計数量 (Do)	対象数量 (D)	価格変動前 の単価 (p)	価格変動前 の金額(税込) (M当初)	価格変動後 の単価(税抜) (p')	対象数量×価 格変動後 の単価(税込) (M変更o)	落札率考慮 (M変更k)	購入価格 (税込) (P')	価格変動後 の金額(税込) (M変更)	変動額 (So)	判定
			Do	D	p	D*p*k* (1+消費税率)	p'	D*p'* (1+消費税率)	M変更o*k	P* (1+消費税率)	M変更k or P'	M変更 - M当初	
鋼材類	異形棒鋼	SD295 D16	20	0.000	0	0	#VALUE!	#VALUE!		0	0	0	×
	鋼矢板	SY295	40	0.000	0	0	#VALUE!	#VALUE!		0	0	0	
				0.000	0	0	#VALUE!	#VALUE!		0	0	0	
				0.000	0	0	#VALUE!	#VALUE!		0	0	0	
	合計											0	
燃料油	ガソリン	レギュラー	40	0.000	0	0	#VALUE!	#VALUE!		0	0	0	×
	重油	A重油	600	0.000	0	0	#VALUE!	#VALUE!		0	0	0	
	軽油	1.2号	8,000	0.000	0	0	#VALUE!	#VALUE!		0	0	0	
				0.000	0	0	#VALUE!	#VALUE!		0	0	0	
	合計											0	
その他の品目 ①	大型ブロック	・・・	200	0.000	0	0	#VALUE!	#VALUE!		0	0	0	×
	大型ブロック	・・・	650	0.000	0	0	#VALUE!	#VALUE!		0	0	0	
				0.000	0	0	#VALUE!	#VALUE!		0	0	0	
				0.000	0	0	#VALUE!	#VALUE!		0	0	0	
	合計											0	
その他の品目 ②	アスファルト混合物	・・・	460	0.000	0	0	#VALUE!	#VALUE!		0	0	0	×
	アスファルト混合物	・・・	460	0.000	0	0	#VALUE!	#VALUE!		0	0	0	
				0.000	0	0	#VALUE!	#VALUE!		0	0	0	
				0.000	0	0	#VALUE!	#VALUE!		0	0	0	
	合計											0	
スライド額	0	+	0	+	0	+	0	+	0	-	502,700	-502,700	29

④ スライド対象としたい
品目、規格、設計数量 を入力

請求額計算例

設計図書の数

《数量・単価記入表》

主要材料	品目 (各材料)	規格	対象数量	設計単価	R4年11月		R4年12月		R5年1月		変動後の単価 (p')
					上段：数量	実勢単価	上段：数量	実勢単価	上段：数量	実勢単価	
					下段：比率	購入単価	下段：比率	購入単価	下段：比率	購入単価	
鋼材類	異形棒鋼	SD295 D16	20.000	86,000	10.000	88,500	5.000	95,500	5.000	96,000	92,125
					0.500	88,000	0.250	94,000	0.250	95,000	1,825,000
	鋼矢板	SY295	40.000	147,500			10.000	156,000	30.000	161,000	159,750
					0.000		0.250	150,000	0.750	160,000	6,300,000
	0	0	0								0
											0
											0

設計数量を下回る場合は
スライド対象外

実勢価格の加重平均
(自動計算)

⑤ 設計時点の単価を入力
※当初契約時に発注者が設定した単価

⑥ 材料が搬入された月の情報を入力
「数量」：月ごとの購入した数量
「実勢価格」：物価資料等の材料単価
※掲載がない場合は未記入でOK
「購入単価」：実際に取引した単価
※納品書、請求書、領収書等が必要

請求額計算例

購入価格を証明する資料が提出できる場合

当月の物価資料の
価格を入力

当該月の比率×翌月の実勢価格
の合計が算出されるように設定

※工期末の月に購入した材料が
ある場合は計算式を修正

各材料	規格	対象数量	設計単価	R4年7月		R4年10月		R4年11月		R4年12月		R5年1月		R5年2月		変動後の単価 (p')
				上段：数量	実勢単価	上段：数量	実勢単価	上段：数量	実勢単価	上段：数量	実勢単価	上段：数量	実勢単価	上段：数量	実勢単価	
				下段：比率	購入単価	下段：比率	購入単価	下段：比率	購入単価	下段：比率	購入単価	下段：比率	購入単価	下段：比率	購入単価	
ガソリン	レギュラー	40,000	130			10,000	138	10,000	138	10,000	149	10,000	149			146
				0.000		0.250	136	0.250	137	0.250	148	0.250	148	0.000		5,690
軽油	1.2号	8,000,000	114			2,000,000	122	2,000,000	122	2,000,000	134	2,000,000	132			130
				0.000		0.250	119	0.250	119	0.250	128	0.250	128	0.000		988,000

購入価格を証明する資料が提出できない場合

平均価格

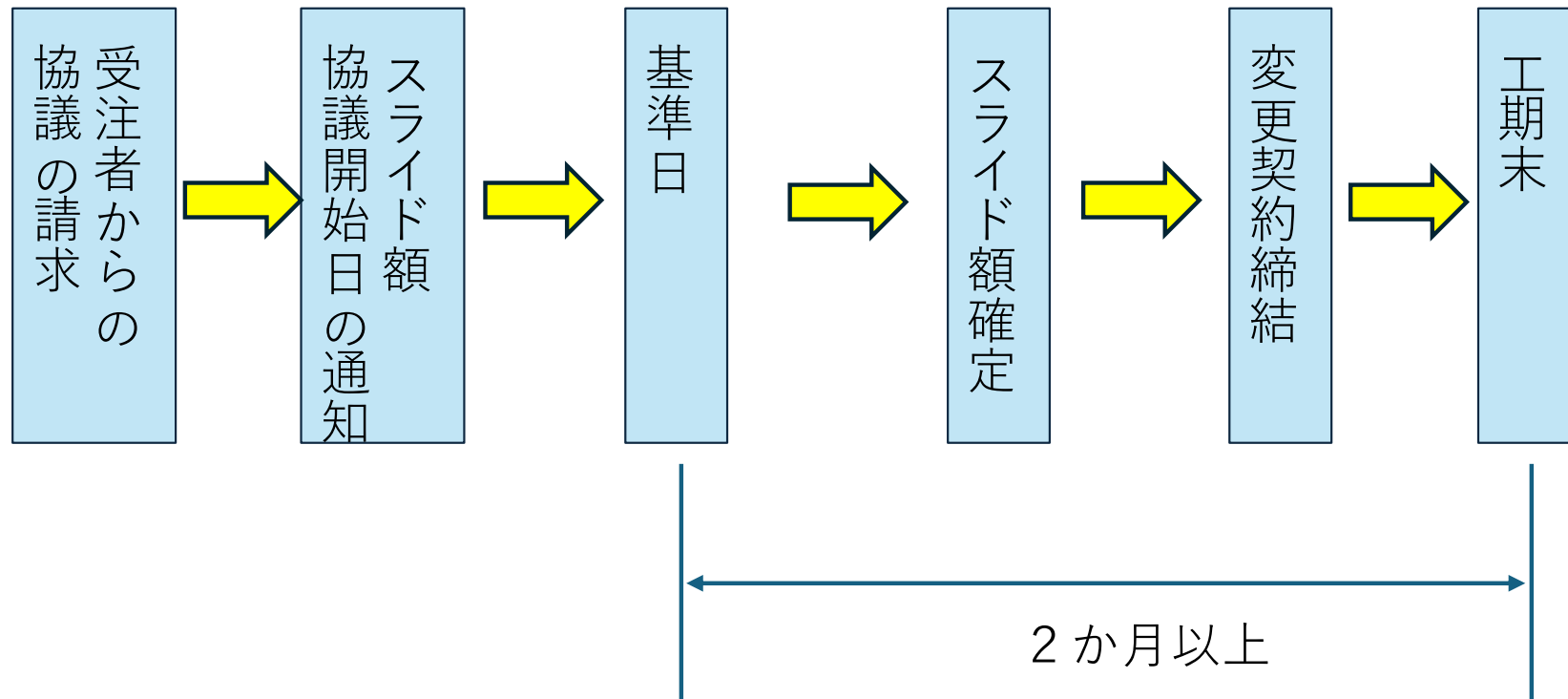
各材料	規格	対象数量	設計単価	R4年7月		R4年10月		R4年11月		R4年12月		R5年1月		R5年2月		変動後の単価 (p')	
				上段：数量	実勢単価	上段：数量	実勢単価	上段：数量	実勢単価	上段：数量	実勢単価	上段：数量	実勢単価	上段：数量	実勢単価		
				下段：比率	購入単価	下段：比率	購入単価	下段：比率	購入単価	下段：比率	購入単価	下段：比率	購入単価	下段：比率	購入単価		
重油	A重油	600,000	71			150,000	75	150,000	80	150,000	80	150,000	91	150,000	89		80
				0.000		0.250	82	0.250	82	0.250	95	0.250	91	0.000		52,500	

契約の翌々月～工期末の前月の
物価資料の単価を平均するよう
に計算式を修正



3 全体スライド

3 全体スライド



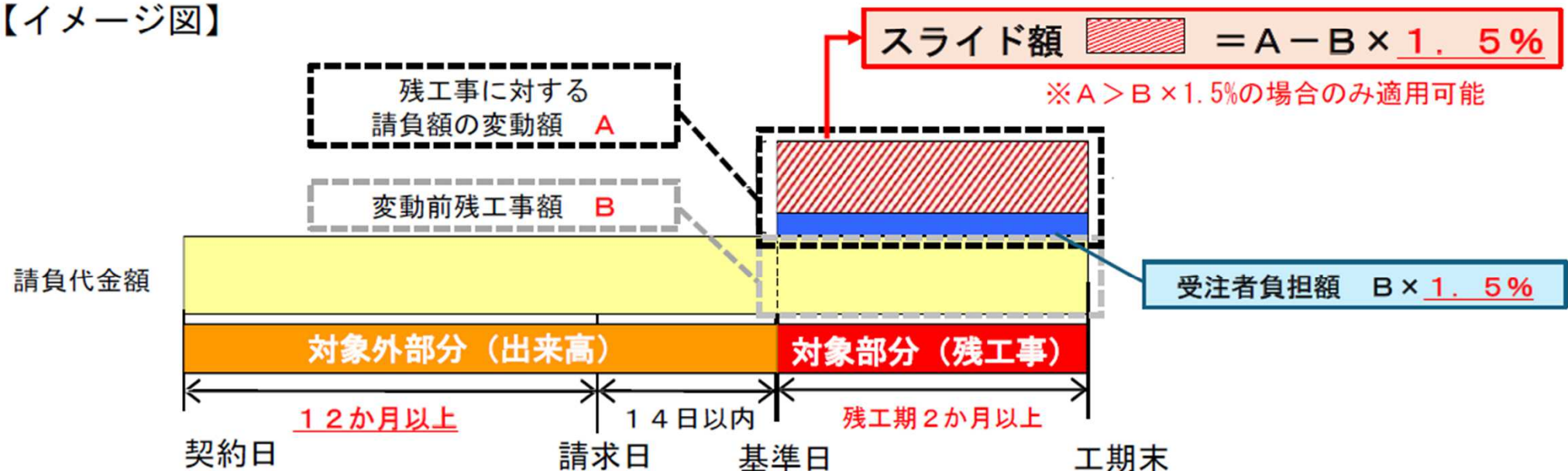
3 全体スライド



対象部分 (残工事部分)	対象外部分 (出来高部分)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準日 (※1) 以降に施工する部分 ・ 基準日以降に購入する工事材料 (対象工事費=請負代金額 - 既済部分請負代金額)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準日時点で施工済み部分 ・ 基準日時点で現場搬入済みの工事材料

※1 基準日：受注者がスライド協議を請求した日を基本とし、出来高を確認する日

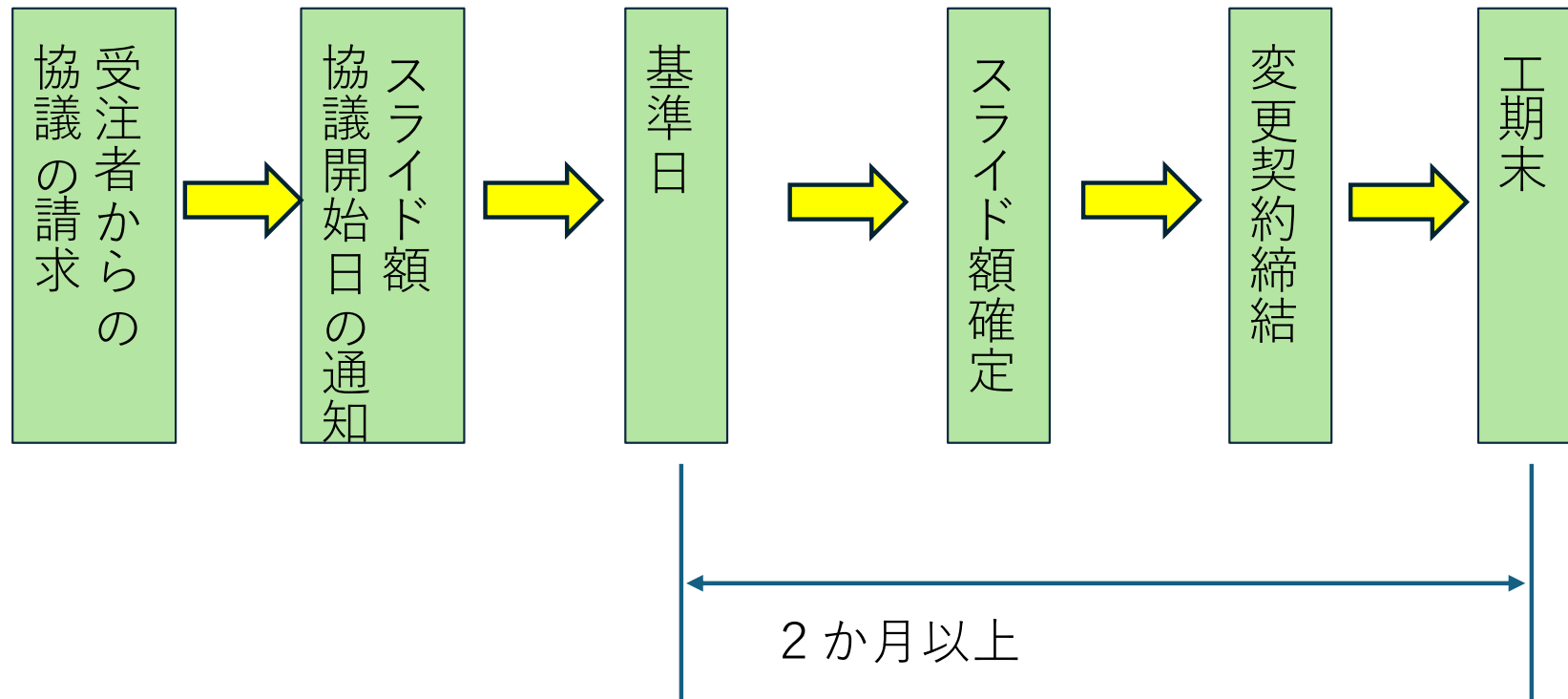
【イメージ図】





4 インフレスライド

4 インフレスライド



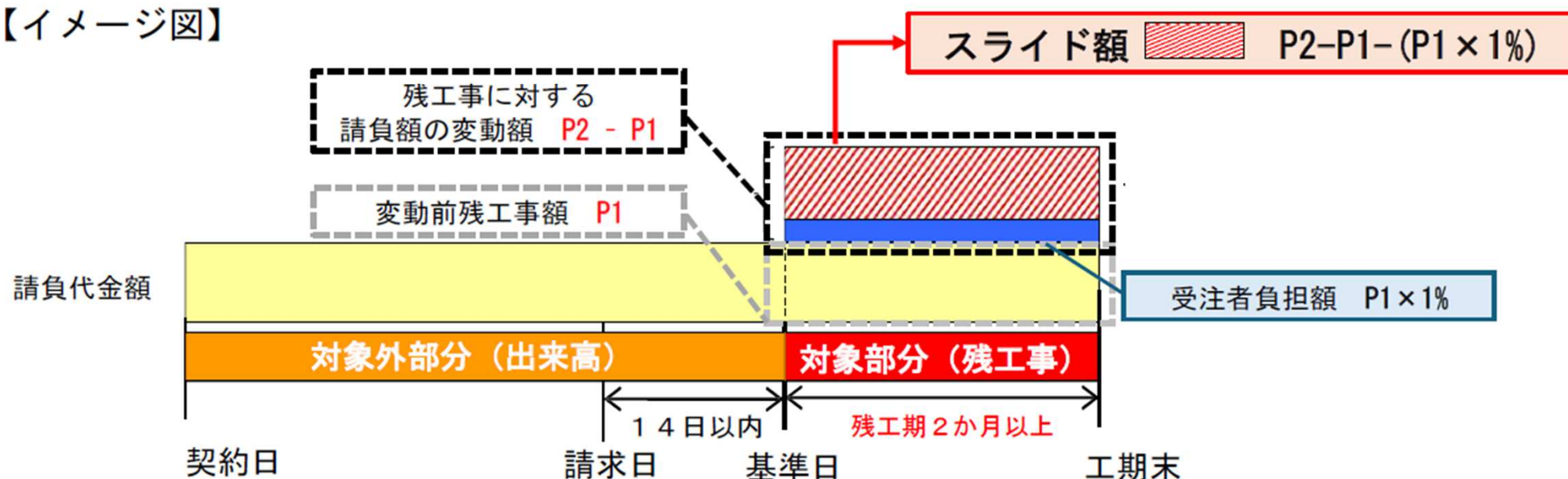
4 インフレスライド



対象部分 (残工事部分)	対象外部分 (出来高部分)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準日 (※1) 以降に施工する部分 ・ 基準日以降に購入する工事材料 (対象工事費=請負代金額 - 既済部分請負代金額) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準日時点で施工済み部分 ・ 基準日時点で現場搬入済みの工事材料 <p style="color: red;">※発注者が出来高数量を確認</p>

※1 基準日：受注者がスライド協議を請求した日を基本とし、出来高を確認する日

【イメージ図】





必要な工期の確保等について

1 単品スライド条項の適切な運用

令和4年8月4日付け建企第218号により通知している単品スライド条項の運用マニュアルによること。

運用にあたっては、購入価格が適当な金額であることを証明する書類を提出した場合は、「実際の購入価格」の方が「購入した月の物価資料の単価」より高い場合であっても、「実際の購入価格」を用いて請負代金額を変更することを可能とすること。

2 工期の確保

受注者の責によらない事情により資機材の納期が遅れる場合には、工期延長等により必要な工期が確保されるよう措置を講ずるとともに、その際に必要となる経費は、「工事一時中止に係るガイドライン」に基づき適切に計上を行うこと。



5 お問い合わせ先

■ スライド相談窓口

各総合支庁、地域振興局

建設総務課 技術調整担当

■ スライド額の算出方法について

山形県 建設企画課 技術管理係

TEL：023-630-2772